

番号	内容	質問	回答
1	申請	申請書類はどこで入手するのか。	以下の支援金特設サイトに掲載しております。 https://www.chiba-shienkin.com 紙ベースでは、以下の関係機関で入手できます。 ①県税事務所（16箇所）、②県内市（区）役所、町役場、村役場（60箇所）、商工会・商工会議所（63箇所）
2	申請	オンライン提出の場合、添付ファイルの容量制限はあるか。	1ファイルにつき4MBまでです。
3	申請	郵送先に直接申請書類を持ち込んで良いか。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、直接の持ち込みはご遠慮いただいています。必ず郵送またはオンラインにより提出をお願いします。
4	申請	本支援金を複数回受給することはできるのか。また、本支援金と国の持続化給付金をそれぞれ申請することは可能か。	本支援金は複数回受給することはできません。国の持続化給付金など他の給付金については、それぞれ申請することが可能です。
5	申請	代理申請は可能か。	原則、本人が申請します。
6	対象要件	個人事業主は対象になるのか。	個人事業主は中小企業者に含まれるため、対象になります。
7	対象要件	フリーランスは対象になるのか。	確定申告において、事業収入として計上していれば対象となります。
8	対象要件	県内に「主たる事業所」を有することとあるが、「主たる事業所」はどのように判断するのか。	添付書類「前年の確定申告書類の控え」のうち、以下で判断します。 【法人の場合】法人税の確定申告書別表一に記載された納税地 【個人事業主（青色申告）の場合】所得税の青色申告決算書に記載された事業所所在地 【個人事業主（白色申告）の場合】所得税の収支内訳書に記載された事業所所在地 【NPO法人・公益法人等特例の場合】履歴事項証明書又は根拠法令に基づき法人等の設立について公的機関に認可等されていることが分かる書類の記載内容から判断します。
9	対象要件	千葉県内に本社がないが、支給対象になるか。	No.8に記載した「主たる事業所」が県外にある場合は対象となりません。
10	対象要件	申請要領P 2 II（1）※3に支給対象となる業種があるが、日本標準分類の大分類A（農業、林業）及びB（漁業）がないが、対象とならないのか。	農業・林業・漁業に分類される中小企業者は支給対象とはなりません。ただし、例えば水産加工業など大分類A、B以外に属する業も営んでおり、会社（個人）としての主たる事業がA、B以外である場合は、対象となり得ます。

番号	内容	質問	回答
11	対象要件	昨年の売上が0の場合は支援金の対象外か。	前年同月比較で50%以上減少とならないため、対象になりません。 ただし新規創業の場合、一部対象となる場合があります。申請要領P22IVを御確認ください。
12	対象要件	売上の考え方は、発生主義（売掛金や診療報酬等を債権発生時で計上）、現金主義（現金授受・振込のタイミングで計上）のどちらか。	あくまで確定申告書類で申告している考え方で整理してください。
13	対象要件	休業要請対象業種ではないため休業していないが、支給対象になるか。	本支援金は休業要請対象業種に限らず、中小企業基本法に基づく中小企業者を幅広く対象としているため、申請要領P2～4に記載している対象要件を全て満たしていれば支給対象となります。なお、休業要請対象業種については、当該要請に応じていることが必要です。（申請要領P4Ⅱ（6）参照）
14	対象要件	休業要請の期間はいつからなのか。	休業等要請については全期間について協力いただくことが基本ですが、支給対象として確認するのは、4月22日から5月6日及び5月9日から5月31日までの間です。
15	対象要件	休業要請の証拠書類はどうすればよいのか。	H PやS N S、店舗の貼紙等を写真に写すなどして提出してください。
16	本人確認	個人の場合の本人確認書類について、申請要領P13に記載されている以外の書類で代用は可能か。	原則、申請要領P13に記載の書類の写しを提出していただきますが、提出が困難な場合、以下の本人確認書類で代用することを可能とします。 ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・その他の官公署が発行した身分証明書若しくは資格証明書 (いずれの場合も、本人の写真の表示があり、個人識別事項の記載があるものに限ります。)
17	本人確認	個人の場合の本人確認書類の有効期間が失効している場合、どのようにしたらよいか。	まずは本人確認書類の更新手続きを行ってください。ただし、新型コロナウイルスの影響で、期限満了日を延長する措置が国等から出ている場合は、当該措置期間内は有効として対応します。
18	確定申告	確定申告書類の控えは、税務署の収受印が必須か。	収受印の押印がなくても申請は可能です。
19	確定申告	確定申告を本店・支店それぞれで行っている場合、対象要件等はどうか。	法人税の確定申告は法人として1本ですので、法人税の確定申告であることを確認してください。なお、法人事業税・法人県民税の申告手続きは都道府県ごととなっています。
20	確定申告	確定申告書類に雑損控除しか計上されていないが対象となるか。	売上高が計上されていない場合、売上が50%以上減少という要件を満たさないため対象外となります。
21	確定申告	令和元年分について、売上が少ないため確定申告をしていないが、どうすればよいか。	令和元年分の市町村民税・都道府県民税の申告書類の控えを提出してください。なお、売上が所得して計上されていることが必要です。 (申請要領P24（5）確定申告特例・1参照)

番号	内容	質問	回答
22	賃借	自宅兼店舗について、賃借店舗部分を賃借しているが、対象となるか。	①賃貸借契約があること、②確定申告書のうち地代家賃等の内訳書で、事業用として使用していることが確認できれば、対象となります。 (申請要領P18「⑨事業所を賃貸していることが確認できる書類」参照)
23	賃借	自宅兼店舗について、毎月ローンの支払いがあるが、対象となるか。	賃貸借契約を締結していることが必要ですので、自己所有の場合は、ローンの支払いの有無に関わらず対象とはなりません。
24	賃借	賃借している事業所として、駐車場は対象となるか。	事業所は、従業者及び設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていることが前提ですので、駐車場は対象とはなりません。
25	賃借	賃借している事業所として、倉庫は対象となるか。	No.24と同じ考え方から、倉庫は対象とはなりません。
26	賃借	事業所の土地を賃借しているが、対象となるか。	事業所所在地と同じ土地(底地)に限り、対象となります。
27	賃借	賃借している事業所が県外にある場合、支援金の加算対象となるか。	県内に主たる事業所を有していれば、賃借物件が県外であっても加算対象となります。
28	賃借	事業所を賃借しているが、賃料を支払っていない場合は対象となるか。	「賃借」とは「借り賃を払って借りること」ですので、賃料が発生していない場合は対象とはなりません。
29	賃借	同じ場所で事務所と店舗をそれぞれ賃借しているが、対象となるか。	同一所在地内での賃借については、原則として1事業所を賃借しているものと判断します。
30	賃借	親族名義や代表者個人名義で賃借しているなど、賃貸借契約書または領収書の名義が申請者と異なる場合、どうすればよい	賃貸借契約書の写し及び確定申告書の地代家賃等の内訳書の写し加え、契約書または領収書の名義人と申請者の関係性が分かる書類(住民票など)を追加で提出してください。
31	要件特例	昨年10月に開業したばかりで、前年同月と売上が比較できない場合、今回の支援金の対象とはならないのか。	令和元年の年間事業収入を令和元年の開業後月数で按分した月の平均売上額と比べ、50%以上売上が減少している月があれば、対象となります。 (要領P22「(1)新規創業特例・1」参照)
32	要件特例	10月25日に創業した場合、創業特例の開業後月数の数え方として、10月の取扱いはどうなるか。	開業した月については、操業日数にかかわらず1か月とみなします。 (要領P22「(1)新規創業特例・1」参照)
33	要件特例	令和2年に入ってから開業した場合、対象となるのか。	令和元年12月から令和2年3月までに新規創業をした場合、4月以降の減収対象月の売上が創業から3月までの事業収入を月数で案分した月平均額より50%以上減少していれば対象となります。(要領P22「(2)新規創業特例」参照)
34	要件特例	昨年11月に父から事業を承継したのだが、今回の支援金の対象とはなるか。	令和元年の年間事業収入を令和元年の開業後月数で按分した月の平均売上額と比べ、50%以上売上が減少している月があれば、対象となります。 (要領P23「(3)事業承継特例・法人成特例・1」参照)

番号	内容	質問	回答
35	要件特例	10月25日に事業承継した場合、事業承継特例の事業承継後月数の数え方として、10月の取扱いはどうなるか。	事業承継した月については、操業日数にかかわらず1か月とみなします。 (要領P23「(3)事業承継特例」※参照)
36	要件特例	公益法人であり、収益事業を実施していないため確定申告をしていないがどのような書類を提出すればよいか。	前年度の正味財産増減計算書等の年間収入が確認できる書類をご提出ください。
37	要件特例	NPO法人について、直近の事業年度の事業報告書が未提出だが、支給対象となるか。	事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していることが支給要件となっているため、法令で定められた期限（事業年度終了後3か月以内）までに所轄庁に事業報告書を提出していない場合は原則として対象になりません。
38	その他	本支援金は課税対象になるのか。	課税対象になります。詳細については税務署にご確認ください。
39	その他	交付決定通知は入金前に送られるのか。また、電話連絡はあるのか。	指定の口座に入金が確認された後、交付決定通知を送付いたします。その際、電話連絡はいたしません。
40	その他	本支援金以外に中小企業者向けの給付金はあるのか。	国（経済産業省）では、中小法人等に最大200万円、個人事業者等に最大100万円（昨年1年間の売上からの減少分を上限）を給付する「持続化給付金」を創設しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・持続化給付金事業コールセンター：0120-115-570 ・持続化給付金申請HP：https://jizokuka-kyufu.jp その他、市町村においても独自の支援制度を設けている場合がありますので、対象市町村の情報をご確認ください。